

↑送信先

No.

商工観光課 (FAX 0859-53-3163/メール kankou@town.daisen.lg.jp)

「物価高に負けない！大山応援券」取扱店舗登録申請書

(送信日) 令和 年 月 日

大山町長 竹口 大紀 様

□ 私は、「物価高に負けない！大山応援券」取扱店舗募集要項の内容を遵守し、本商品券を適切に取り扱うとともに、取扱店舗登録要件を満たすことを誓約し、以下の内容にて取扱店舗登録を申請します。

↑ 登録を希望される場合はチェック☑をしてください

<登録情報>

1 取扱店舗登録情報

① 登録事業者名			
② 代表者名			
③ 店舗名			
④ 店舗の所在地	〒		
⑤ 電話番号			
⑥ メールアドレス			
⑦ 店舗の種別 (該当するもの1つに☑)	☐ 飲食・宿泊 ☐ 食料品・菓子・酒 ☐ 衣類・日用品・薬 ☐ 自動車関連・燃料 ☐ 家具・家電販売、修理 ☐ 理美容・健康 ☐ 建築・住宅設備 ☐ 観光・土産・アクティビティ ☐ 交通・暮らし・教育 ☐ その他		
⑧ 提供商品・サービス			
連絡先	担当者名	☐ 代表者と同じ	☐ 別の担当者 → ()
	電話番号	☐ 店舗の番号と同じ	☐ 別の電話番号 → ()
	FAX 番号	☐ 電話番号と同じ	☐ 別の FAX 番号 → ()

※前回までの商品券事業にご登録いただいた事業者の方も、「店舗の種別」欄をご記入ください。

※③～⑦の情報をもとに取扱店舗一覧チラシを作成します。ホームページには⑧の情報も含めて掲載します。

2 取扱店舗登録要件

- (1) 町内に事業所を有する法人、団体又は個人で、本事業の趣旨に賛同し目的の達成に協力すること
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員ではないこと
- (3) 暴力団等又は暴力団等と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと

【ご確認ください】

■「物価高に負けない！大山応援券」の使用上のルール

- ア 本商品券に対してお釣りは渡せない
- イ 本商品券を交換・譲渡・売買・担保にすることはできない(世帯内での交換・譲渡は除く)
- ウ 裏面にすでに取扱事業者の名前が書いてある商品券は使用できない
- エ 使用期限を過ぎた本商品券を使用することはできない
- オ 本商品券を、次の支払に使用することはできない
 - ① 公共料金又は公租課税
 - ② 換金性の高い商品(商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、切手など)
 - ③ たばこ(電子たばこなども含む)
 - ④ 不動産の売買・賃貸など(ただし、リフォームは除く。)
 - ⑤ 出資や債務
 - ⑥ 事業用取引(仕入代金の支払など)
 - ⑦ 公的医療保険や公的介護保険の自己負担部分
 - ⑧ その他、本事業の目的に照らして不適切と認められる支払

■ 取扱店舗の遵守事項

- (1) 本事業の趣旨に賛同し、協力すること
- (2) 感染症の拡大防止に努めること
- (3) 町民により適正に使用された本商品券の受け取りを拒まないこと
- (4) 本商品券の使用上のルールを守ること
- (5) 不正な金券(偽造、盗品等)であることが明らかな場合は受取を拒否するとともに町へ状況報告を行うこと
- (6) 取扱店舗であることが明確となるよう、町が配布するチラシ等を商品券使用者にわかりやすい場所に掲示すること
- (7) 業務上知り得た個人情報については、厳粛な管理を徹底し情報漏洩させないこと

■ 本商品券受取時の対応

- (1) 提示された商品券の確認
 - ア 商品券が不正なもの(不正に複製したもの、盗難したもの)でないかの確認
 - イ 使用済の商品券でないかの確認
 - ウ 使用期限(令和9年2月28日まで)内かの確認
(令和2～7年度に町が発行した商品券でないかの確認)
- (2) 支払対象が、対象外の商品・サービスでないか(使用上のルール オ の使用でないか)の確認
- (3) 受け取った商品券の裏面に、自社の事業者名を記入し、使用済み処理をする